

東京食品販売国民健康保険組合
理事長 鵜飼良平

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による 保険料の減免について

平素は、当国保組合の事業運営に格別のご協力とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、厚生労働省事務連絡(令和 4 年 11 月 9 日付)「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免等に係る財政支援の拡充について」により国民健康保険料の減免に対する財政支援を各国保組合へ通知しました。

当組合ではこの通知により新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象に令和 4 年度保険料の減免を下記の要領で実施することといたしました。

記

1. 減免の対象となる期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に納期限が設定されている保険料

2. 減免の対象となる方(世帯)および減免割合(月数)

(1) 令和 4 年度中に新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡した世帯 → **全部**

(2) 令和 4 年度中に新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯 → **全部**

※重篤な傷病とは、1ヶ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い症状をいいます

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の令和 4 年の収入が前年(令和 3 年)に比べて10分の3以上減少した世帯 → **全部もしくは一部**

詳しくは **減免の対象となる方の申請について** をご覧ください

減免の対象となる方の申請について

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、**主たる生計維持者**が死亡した世帯の場合

減免の該当要件	医師の死亡診断書によって、世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡が確認できること。
減免される月数	令和4年4月～令和5年3月の保険料(12ヶ月) ※当該世帯が上記の対象期間中の全てに資格を有した場合
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料減免申請書 ※ホームページから印刷できます ・医師の死亡診断書(写) ・主たる生計維持者であることが確認できる書類(確定申告書(写)・源泉徴収票(写)など)

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、**主たる生計維持者**が重篤な傷病を負った世帯の場合

減免の該当要件	医師の診断書によって、世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負ったことが確認できること。
減免される月数	令和4年4月～令和5年3月の保険料(12ヶ月) ※当該世帯が上記の対象期間中の全てに資格を有した場合
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料減免申請書 ※ホームページから印刷できます ・医師の診断書(写) ・主たる生計維持者であることが確認できる書類(確定申告書(写)・源泉徴収票(写)など)

3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、**組合員**の収入が前年(令和3年)に比べ 10分の3以上減少する見込みである世帯

※1 同条件で収入を比べます ※2 法人(会社)の事業収入ではありません

減免の該当要件	新型コロナウイルス感染症の影響により組合員の国・都道府県からの各種給付金をのぞいた事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)のいずれかが減少し、当該減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること	
減少率による減免される月数	令和4年4月～令和5年3月のうち、下表に掲げる月数	
	減少率	月数
	50%以上	12ヶ月
	40%以上50%未満	9ヶ月
	30%以上40%未満	6か月
	※当該世帯が上記の対象期間中の全てに資格を有した場合	

申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保険料減免申請書 ※ホームページから印刷できます ・事業収入等の実績表 ※ホームページから印刷できます ・令和3年の収入がわかる書類 確定申告書(写)、給与収入のみの方は源泉徴収票(写) ・令和4年の収入がわかる書類 確定申告書(写)、給与収入のみの方は源泉徴収票(写) ※国・都道府県からの給付金受給者 ・確定申告書第2表の所得の内訳に受給金額の記載があること ※場合によって必要な書類 ・保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がわかる書類 ・収支内訳書(写)や青色申告決算書(写)等、各種給付金の詳細がわかる書類
----------	---

4. 申請先

各総合事務所(銀座・恵比寿・新宿・池袋・立川)

5. 申請方法

(1) 申請書等を当組合ホームページより印刷し、必要箇所を記入。

<https://www.toshoku-kokuho.or.jp/>

(2) 添付書類と一緒に上記の管轄総合事務所へ郵送もしくは各総合事務所の受付窓口で申請して下さい。

※印刷環境のない方は申請書等を郵送しますのでご連絡ください。

6. 申請期間 令和5年2月20日(月)～令和5年4月21日(金) 消印有効

7. お問い合わせ先

銀座総合事務所	TEL 03-3542-0161	FAX 03-3542-0164
恵比寿総合事務所	TEL 03-5458-1631	FAX 03-5458-1634
新宿総合事務所	TEL 03-3363-3791	FAX 03-3363-6826
池袋総合事務所	TEL 03-3984-6701	FAX 03-3590-2909
立川総合事務所	TEL 042-524-7020	FAX 042-528-2768
組合本部(業務部)	TEL 03-3404-0123	FAX 03-3404-6159

※ 当団体機関紙「東京の食品界」(令和5年1月25日号)及びホームページにも掲載しています。

また、厚生労働省が作成した周知用のリーフレットも同封しております。